

組合員の皆さまへ 公立学校共済組合とは

公立学校の職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を目的とした組合です。職員の皆さまは採用されると同時に当組合の組合員となりさまざまな福利厚生事業に参加できます。公立学校共済組合の財源と各事業の紹介をしていますので、お役立てください。

掛金・保険料・負担金のしくみ

組合員の皆さまの給料や期末手当等から控除される掛金・保険料（短期、厚生年金、退職、子ども・子育て支援、介護）と地方公共団体等からの負担金は、共済組合のさまざまな事業に加え、子ども子育て支援制度や介護保険制度のために使われています。（予算概要（P10）の内容とあわせてご覧ください。）

短期掛金・負担金



主に病気やけがなどのために
(短期給付事業P3参照)

厚生年金保険料・退職掛金・負担金



年金の支給のために
(長期給付事業下記参照)

子ども・子育て支援掛金・負担金



子ども・子育て支援制度の
財源として

介護掛金・負担金



介護保険制度の財源として

長期給付事業

●公的年金制度

3階

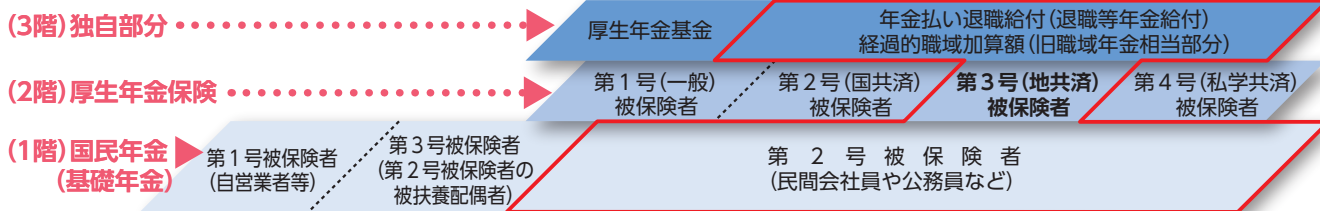
平成27年10月以降の組合員期間については「年金払い退職給付（退職等年金給付）」として、平成27年9月までの組合員期間については「経過的職域加算額」として支給します。

2階

被用者（国民年金第2号被保険者）のための制度で、報酬に比例した年金を支給します。厚生年金保険の被保険者は、「一般・国共済・地共済・私学共済」の4つに区分され、実施機関も異なります。老齢厚生年金は、区分ごとにそれぞれの期間について年金額を決定します（国共済・地共済は最終実施機関でまとめて決定）。

1階

全国民に共通の制度で、基礎年金を支給します。



※「短期組合員」は「第1号厚生年金被保険者」となり、3階部分は適用されません。

●給付の種類

厚生年金保険給付	老齢厚生年金	受給資格期間が10年以上ある者に65歳から支給されます。
	障害厚生年金	厚生年金保険の被保険者である間に初診日のある病気やケガにより、一定以上の障害の状態にあると認定されたときに支給されます。
	障害手当金	障害厚生(共済)年金が決定されるほどではないが、厚生年金保険の被保険者である間に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障害の状態にあると認定されたときに支給されます(他の年金の受給権がある者を除く)。初診日から5年以内に治っていること(症状が固定)が必要です。
	遺族厚生年金	組合員が在職中に死亡したとき、老齢厚生(退職共済)年金や障害厚生(共済)年金(障害等級1、2級)の受給者又は受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき等に、遺族に支給されます。
年金払い退職給付	退職年金	平成27年10月以降、1年以上の引き続き組合員期間がある者に、給付算定基礎額に基づき、給付の半分は終身年金、半分は有期年金として、65歳から支給されます。
	公務障害年金	平成27年10月以降の組合員期間に初診日がある者について、公務による傷病(通勤災害を除く)により障害の状態になったときに、障害の状態である間支給されます。
	公務遺族年金	平成27年10月以降の組合員期間を有する者が公務による傷病(通勤災害を除く)により亡くなられたときに、遺族に支給されます。

短期給付事業（共済組合における医療保険）

組合員や被扶養者の皆さまが公務によらない病気やケガをしたときや、出産、死亡、休業等をしたときに次の給付が受けられます。請求手続が不要な給付と請求手続が必要な給付があります。

給付事由の生じた日の翌日から2年以内に請求しないと、給付金が受け取れなくなりますのでご注意ください。

●短期給付一覧（令和8年4月1日現在）

給付区分	給付名（注）	概要
自動給付（請求手続が不要）	療養の給付 家族療養費	公務によらない病気やけがで病院にかかったときに給付 医療費の7割 *6歳に達する日以後の年度末まで：医療費の8割 *70歳以上（現役並み所得者を除く）：医療費の8割
	一部負担金払戻金 家族療養費附加金	同一月、同一医療機関での医療費の自己負担額が一定の限度額を超えたときに給付 一般所得者：自己負担額から25,000円を控除した額（100円未満端数切捨） 上位所得者：自己負担額から50,000円を控除した額（100円未満端数切捨） *一般所得者：標準報酬月額530,000円未満 上位所得者：標準報酬月額530,000円以上 （同一世帯で同月に21,000円以上の自己負担が複数ある場合は、控除額が変わります）
	高額療養費	同一月、同一医療機関での医療費の自己負担額が一定の限度額を超えたときに給付 自己負担限度額は標準報酬月額により異なる 83万円以上：自己負担額－(252,600＋(医療費－842,000)×1/100) 53万円以上83万円未満：自己負担額－(167,400＋(医療費－558,000)×1/100) 28万円以上53万円未満：自己負担額－(80,100＋(医療費－267,000)×1/100) 28万円未満：自己負担額－57,600 （同一世帯で同月に21,000円以上の自己負担が複数ある場合、合算した額に自己負担限度額を適用）
請求手続が必要な給付	病気又は負傷したとき	療養費 家族療養費
		高額介護合算療養費
	移送したとき	移送費 家族移送費
	出産したとき	出産費〔同附加金〕 家族出産費〔同附加金〕
	死亡したとき	埋葬料〔同附加金〕 家族埋葬料〔同附加金〕
		弔慰金 家族弔慰金
	休業したとき	傷病手当金〔同附加金〕
		休業手当金
		育児休業手当金
		育児休業支援手当金
		介護休業手当金
		出産手当金
		育児時短勤務をしたとき
災害に遭ったとき	災害見舞金	

（注）組合員…黒字 被扶養者…緑字 組合員・被扶養者共通…青字

保健福祉事業

●特定健診等事業

事業名	対象者
特定健康診査	40歳から74歳までの組合員、被扶養者、任意継続組合員
特定保健指導	

職場の定期健診を受診できる組合員の方は、そちらを受診してね！
受診できない組合員の方（会計年度任用職員等）、被扶養者の方は7月下旬頃に配付する受診券を利用してね。詳しくは7月号を見てね！



●健康管理事業（人間ドック）（対象者：組合員）

事業名	年齢制限	自己負担額等	定員	実施時期	申込期限	
人間ドック	宿泊	35歳以上	25,000円	200人	6月～2月	4月24日
	一日	30歳以上	14,000円	15,600人		
	一日（脳検査付）	50歳以上	22,000円	1,200人		

【注】近畿中央病院の診療休止に伴い、宿泊ドックの受診先は、中国・東海中央病院での受診となります。

●健康管理事業（人間ドック以外）（対象者：組合員）

事業名	年齢制限	自己負担額等	定員	実施時期	申込期限
若年者ドック	30歳未満	3,000円	1,100人	8月～2月	6月19日
骨そしょう症検査	40歳以上（女性のみ）	1,000円	500人		
被扶養者配偶者がん検診助成	40歳以上の被扶養者に認定されている配偶者	4,000円（年間上限額）	なし	4月1日～3月8日	3月15日
インフルエンザ予防接種助成	なし	1,000円（年間上限額）	25,500人	4月1日～3月8日	
ストレスドック	なし	無料	100人	6月～2月	5月中旬 9月中旬
			年2回に分けて募集		

締切日を過ぎると受付できないから気を付けてね。特に人間ドックは申込期限が短いよ！



●身体障害者支援事業（対象者：組合員・被扶養者）

事業名	概要	実施時期	申込期限
身体障害者補装具購入費当補助	身体障害者の方が、市町の補助を受けて、義手・義足等の補装具を購入又は修理した場合、認定された自己負担額を補助します。	年間	事由が発生したとき

●記念品事業（対象者：組合員）

事業名	概要	実施時期	申込期限
銀婚記念品配付	銀婚を迎えられたご夫婦に記念品を配付します。	7月	6月19日
永年組合員記念品配付	25年以上勤務し、銀婚記念品配付を受けずに退職される方に記念品を配付します。	3月	令和9年 3月15日

●研修・セミナー事業（対象者：組合員）

事業名	概要（すべてオンラインで実施）
メンタルヘルス研修会	精神科医または臨床心理士によるメンタルヘルス研修を実施。
メンタルヘルスセミナー	ストレスへの対処法やリラクゼーション方法を学ぶ講座を実施。
生涯生活設計講座	退職予定者等を対象に生活設計や各種手続きに関する講座を実施。
ライフプランセミナー	実りある人生を送るための自己啓発や生活設計を考える講座を実施。



●保養事業（対象者：組合員・被扶養者・任意継続組合員）

事業名	概要
宿泊施設利用補助	組合員と被扶養者が宿泊等のため、六甲荘・瑞宝園を利用する場合に、利用料金の一部を補助します。兵庫支部ホームページ（組合員専用ページ）から補助券を各自印刷してご利用ください。※利用枚数が予算の上限に達した際には、補助事業を終了します。

教職員メンタルヘルス相談センター移転のお知らせ

令和8年夏ごろに教職員メンタルヘルス相談センターは現在の県庁1号館別館からホテル北野プラザ六甲荘内に移転します。

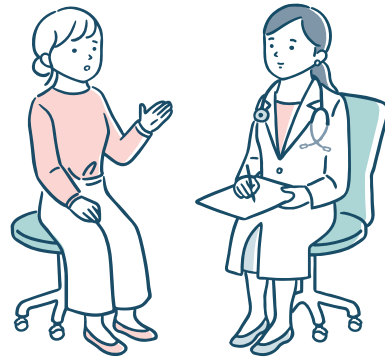
移転時期等決まりましたら兵庫支部ホームページでお知らせします。

移転先住所

〒650-0002

神戸市中央区北野町1-1-14

ホテル北野プラザ六甲荘内



(お問合せ先) 福祉担当 (078) 362-3763

資格取得手続きをお早めに！

資格取得の際、下記手続きが必要です。資格取得後の流れや交付物については、P11をご確認ください。速やかな書類の提出及びマイナンバーカードの取得・保険証利用登録にご協力ください。

○資格取得の手続

【組合員】 〈提出書類〉「組合員資格届書」・「個人番号報告書」とその届書に記載された書類

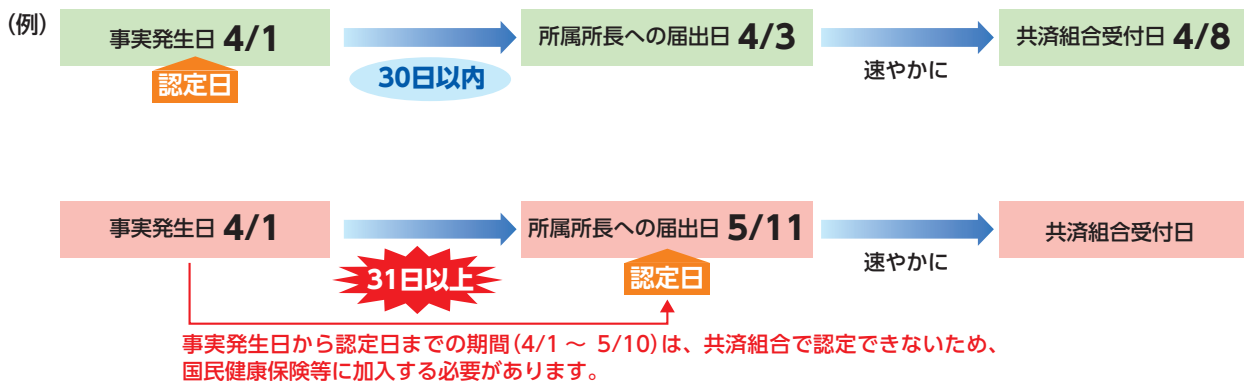
組合員となった場合は、所属所を通じて5日以内に上記〈提出書類〉の提出をしてください。

【被扶養者】 〈提出書類〉「被扶養者に関する申告書」・「個人番号報告書」とその申告書に記載された書類

組合員となった時点で被扶養者の認定要件を備える方がいる場合や、組合員となった後、出生や退職等で被扶養者の認定要件を備える方が生じた場合、所属所長への届出は5日以内に行ってください。やむを得ない事情により5日以内の提出が困難な場合は、**事実発生日から30日以内**に認定手続を行ってください。添付書類などの詳細は、所属所の事務担当者へご相談ください。

《被扶養者の認定手続が遅れた場合》

所属所長への届出が事実発生日から起算して31日以上経過している場合は、所属所長へ届け出た日が認定日となります。 事実が発生したら速やかに所属所に届出を行い、書類を整えてから共済組合にご提出ください。



上記の〈提出書類〉については当支部のホームページに掲載しています。



トップページ→兵庫支部について→様式ダウンロード→組合員・被扶養者に関する様式(資格担当)からダウンロードして、使用してください。

※最新の様式でない場合、再提出いただくことになります。